

体罰に関する意識と運動部活動経験との関連

— 体育教師志望者を対象とした調査 —

The relationship between the consciousness about corporal punishment and the experience of athletic club activities

— A survey conducted on applicants for physical education teacher —

富江 英俊

Hidetoshi TOMIE

Abstract

The aim of this report is to clarify what kind of consciousness applicants for the physical education teacher has for corporal punishment in the school education and analyze a factor prescribing the consciousness from a point of view called the corporal punishment in athletic club activity. And this report considers the ideal method of the teacher training of physical education in the future.

As for the result of the analysis, the number of teacher applicants who experienced corporal punishments in club activities rose half near, and many affirmed them. The analysis also showed the tendency that applicants who experienced corporal punishments affirm them more than those who did not, and that female applicants affirm them more than male applicants.

It is really difficult to get rid of corporal punishments because only those who experienced them can understand the terrible reality of them. However, I think that physical education teacher should have the delicacy and counseling mind which are women's good points, and this leads us to the solution of the problem of physical punishments.

keywords : corporal punishment, athletic club activity, physical education teacher, teacher training, women's good points

I. はじめに

本稿は、体育¹の教員免許を取得しようとしている大学生が、学校教育における体罰に対してどのような意識を持っているのかを明らかにし、その意識を規定している要因を、運動部活動における体罰という観点から分析し、これからの体育の教員養成のあり方について考察することを目的としている。

最初に、筆者がなぜこのような問題関心を持つに至ったかを述べる。筆者は、教育学系の学部・大学院を卒業したが、体罰については多くの授業で学んだ。体罰についての基本的な考え方や法律上の規定、事件や裁判となった体罰の事例研究などである。色々な角度から学んだが、「体罰は学校教育法第11条で禁止されている」というのは基本中の基本としてあり、「体罰を学校現場からなくすためには、どうすればいいか」と

というのが大前提としてあった。

大学院を卒業した筆者が、専任教員として最初に着任したのは、中学・高校の体育の教員免許を出す、女子体育大学の教職課程であった。着任にあたり筆者は、体罰について深く取り上げてみたいと考えていた。なぜなら、学部・大学院の授業で出てきた体罰事例の多くは、体罰をふるった教師の専門教科は、体育なのである。また体罰が行われた場合は、授業中の教室と並んで、運動部活動の体育館やグラウンドというのが多かった。体育や運動部活動は何らかの形で、体罰と関連があることが推測できたのである。

このような関心をふまえて、筆者は自らの教職課程の授業で、体罰について何度となく取り上げ、学生の意見を聞いた。すると、体罰を肯定する、あるいは否定をしない学生が多いことに驚いた。そして、体育の授業よりも運動部活動の経験の方が、学生の体罰に関する意識を規定していることにも気づいた。筆者は体罰には絶対反対の立場であるが、なぜ、これほどまで

日本女子体育大学（講師）

に多くの者が体罰を肯定するのか？授業を重ねていくうちに、体育教師志望者である大学生は、どの程度体罰を肯定している、どのような経験・属性を持つ者が体罰を肯定するのか、質問紙調査によって明らかにしたいと考えた。調査の概要は後述するが、筆者の勤務する女子体育大学と、比較対象としても用いる男女共学大学の体育系大学の教職課程履修者が、本稿で分析する調査の対象者となっている。そこから体育教師の教員養成のあり方について考えていくことにしたい。

本稿は以下のような構成となっている。次の第II章では、本稿での興味関心に関連する先行研究を概観する。第III章では、質問紙調査の結果を述べる。第IV章では、体罰への意識について考察する。最後の第V章では、体罰をなくすにはどうするか、これからの体育教師の教員養成のあり方について、提言を致したい。

II. 先行研究の考察

本研究に関連する先行研究としては、大別して次の2つを取り上げることとする。一つは、大学生を対象として、中学・高校時の体罰経験について質問紙調査を行って分析している論文である。もう一つは、調査ではなく、体罰研究や体育教育研究の立場から運動部活動の体罰について考察した論考である。本章ではこれらを紹介し、先行研究の執筆者が体罰についてどのような意識を持っているのかについてまとめることにする。

1. 大学生対象の回顧的調査

－運動部活動と体罰－

体罰経験について質問紙調査を行った先行研究としては、原則として1990年以降の調査で、調査対象者数

がある程度多いものを選ぶと、表1のようなものが挙げられる²。

調査の結果としては、どの研究も大体同じようなものである。運動部に加入していた者の体罰経験率は、表1にある通りで、1割強から半数程度の者が経験している。体罰についての意識は、安田(1999)と杉山(1997)と高橋・久米田(2008)で調査されている。杉山(1997)では、体罰について、「絶対にあってはならない」が28.7%、「ない方がよいと思うが、やむをえない場合はしかたがない」が61.0%である。安田(1999)では、「どんな体罰でも絶対に許されない」が38.9%で、あとは「場合によっては許される」「わからない」などが占めた。高橋・久米田(2008)は、体罰の必要性和体罰の善悪について質問している。体罰は「必要でない」と答えたのは50.6%、「良くないことである」と答えたのは49.4%となっている。絶対に体罰を否定する者は、多くて半数程度となっている。

2. 運動部活動と体罰の関連

調査以外の研究で、運動部活動の体罰について考察している先行研究として、坂本(1995)、舛本(2001)を挙げる。坂本(1995)は体罰研究の代表的著書であるが、1章を「体育と体罰」として、その中で運動部活動の体罰についても触れている。坂本は、運動部活動に体罰が多い理由として、言葉や理解を軽視し「体で覚える」ことを重視する、教師と生徒の身体的接触がもともと多い、結果がすべての勝利至上主義、体罰とハードなトレーニングの境界があいまいな根性主義などを挙げている。

舛本(2001)は、体育教育の概説書の中で「学校運動部論」について述べている。舛本は、運動部活動には、戦前の軍隊に代表される「戦う身体」の精神文化

表1 大学生対象で、中学・高校時代の運動部活動における体罰についての回顧的調査の先行研究

論文・著者名	調査時期(年)	調査対象者	対象者数	調査項目(主なもの)
阿江(1990)	(不明)	東京女子体育大学1年生	268	運動部活動の体罰経験
楠本他(1998)	1996	A大学(体育専攻)	706	学校教育全般の体罰経験と、体罰に対する意見
野地・吉田(1996)	1996	K大学教育学部生	135	学校教育全般・部活動の体罰経験
安田(1999)	1996	国立大学生・私立大学生・私立短大生	516	学校教育全般の体罰経験と、体罰に対する意見
杉山(1997)	1996	教育学部生・看護学校生	299	学校教育全般の体罰経験と、体罰に対する意見
高橋・久米田(2008)	2006	奈良教育大学学生	278	運動部活動の体罰経験と体罰に対する意見

が今日まで基本的に続いているとし、年功序列主義や勝利至上主義などと並んで、体罰やしごきが容認される精神文化があるとしている。坂本と舛本も、運動部活動で体罰が行われているという前提の上で、その理由を考察し、今日の運動部活動を否定的にとらえていると言えよう。

ここまで、運動部活動と体罰とを扱った先行研究をレビューしたが、すべての研究にあてはまるのは、その論文や著書の筆者が、「体罰はいけない」と考えていることである。運動部活動と体罰が密接に関連しているわけであるが、この改善策としてどのようなことが考えられるのかについては、後で検討していく。

Ⅲ. 体罰に対する意識と運動部活動 — 質問紙調査の分析 —

1. 調査の概要

本章では、本研究において筆者が実施した質問紙調査のデータを分析していく。最初に、調査の概要は以下のとおりとなっている³⁾。

調査対象：女子体育大学と、共学体育大学の学生で、教職課程を履修している（体育の教員免許を取得しようとしている）学生。

主な調査内容：中学校・高等学校での運動部活動における体罰の経験と、学校教育における体罰に対する意識。

調査対象者数：女子体育大学は277名、共学体育大学は147名（男性108名、女性37名、性別無回答2名）、計424名。

調査方法：教職科目の講義時間に、教室において集団自記式。

調査時期：2006年11～12月

2. 体罰に対する意識

1) 単純集計と自由記述

体罰に対する意識を、以下の質問文でとらえた。「あなたは、今の日本の学校で、先生が生徒にする様々な体罰についてどう思いますか。最も近いものを1つ選び、○をつけて下さい。」という質問である。選択肢は、「1. 絶対に許せない」「2. 好ましくはないが、時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う」「3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う」「4. その他」の4つとした。「1. 絶対に許せない」は体罰に反対で、「2. 好ましくはないが、

表2 体罰についての意識の単純集計

(単位：%)

1. 絶対に許せない	15.8
2. 好ましくはないが、時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う	70.3
3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う	8.6
4. その他	5.3

時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う」は消極的な賛成、「3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う」は積極的な賛成の指標である。「4. その他」には、この3つの選択肢のどれにもあてはまらない意見であり、自由記述欄を付した。この質問の単純集計は、表2のようにになった。

体罰に反対である者は、約15%に過ぎない。やはり多くの体育教師志望者は、体罰を大なり小なり肯定していると言ってよいのである。「4. その他」には表3のような意見が寄せられた。

ここからわかるように、「4. その他」を選んだ者の大半は、体罰肯定派である。従って、8割以上の学生が体罰を肯定していると言って良いであろう。

2) 基本的属性による意識の違い

次に、調査対象者の基本的属性である、大学別と性別によって、体罰意識がどう変わるのかをみた。表4・表5である。

大学別では、女子体育大学の方が共学体育大学より体罰を否定する傾向となった。性別では、男性より女性の方が体罰を否定する傾向となった。共学体育大学の調査対象者は、7割強が男性であることをふまえ、女性のみを対象者で大学別に比較すると、詳細なデータは省略するが、女子体育大学と共学体育大学との間で統計的有意差とはならなかった。従って、表4に現れた有意差は大学による差というより、性差によるものであると考えることが出来る。「女性は男性より、体罰に対して否定的である」…これが基本的属性から得られた体罰意識についての知見である。

3) 部活動の体罰経験と体罰意識

a) 部活動の体罰経験の実態

続いて、中学・高校時の運動部活動での体罰経験が、どのように体罰意識に影響するのかを検討しよう。

調査対象者において、中学生の時に運動部に入っていた者は、女子体育大学で88.8%（うち2.5%は途中退部）、共学体育大学で89.1%（うち3.4%は途中退部）

表3 「4. その他」の自由記述

ちょっとしたことは、体罰だと思わない。
少しくらいはやらないと分からないと思う。
体罰というよりも指導の一つとしていて、先生が生徒の事を色々考えているのはわかっていたので、いいと思う。
信頼関係がある場合は、いいと思う。
生徒と教師の信頼関係があるならいいけど、ないならしてはいけない。
先生によると思う。
体罰に思わせるか、思わせないかは、生徒次第なので、生徒がその先生の事をどう思っているかで体罰になると思う。
体罰の時点で法に反している。
度合いを考えて欲しい。
明らかに不必要な体罰はあるけれど、お互い本当の信頼関係を築けていて、ある程度のげんこつとかは有りだと思う。
先生の愛情を生徒が理解できる関係ならやってもいい。
一方的に、感情のままに先生は許せない。
絶対に許せないけど、なぜそうなるのか双方の関係を見直すべきであると思う。
体罰というまでもないものまで体罰と言われている気がする。
先生の人間性や、どこから体罰というかで変わらと思うので、なんとも言えないが、言葉の暴力にも注意して欲しいと思う。
体罰のない学校は良くないと思う。社会に出て、体罰なんかよりひどいめに合うのに、体罰ごときで騒がなくてよい。
体罰肯定派。
いちいち体罰とか言ったらきりが無い。〇〇(回答者の大学名が入っていたが伏せた。引用者注。)に来るやつはだいたい部活の先生に殴られてると思う。
体罰というものの自体、定義が曖昧である。愛のムチのつもりでも受けた方は体罰と感ずるのではないかと思う。

表4 体罰についての意識 大学別

(単位：%)

	女子体育大学	共学体育大学
1. 絶対に許せない	17.9	11.8
2. 好ましくはないが、時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う	71.9	67.4
3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う	4.4	16.7
4. その他	5.8	4.2

カイ二乗検定危険率 p = .000

表5 体罰についての意識 性別

(単位：%)

	男	女
1. 絶対に許せない	6.7	18.6
2. 好ましくはないが、時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う	68.6	71.4
3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う	21.0	4.2
4. その他	3.8	5.8

カイ二乗検定危険率 p = .000

表6 運動部活動における体罰の割合

(単位：%)

	中学	高校
体を殴られたり蹴られたりした	18.8	24.8
ボールなどの物を投げられた	24.1	26.1
罰として、正座・ランニングなどをさせられた	26.3	34.1
上記3つのうち、1つでも該当する(体罰を受けた)者	40.6	46.9

である。高校時の運動部加入者は、女子体育大学で87.3%(うち2.5%は途中退部)、共学体育大学で90.5%(うち0.7%は途中退部)であった。おおむね9割弱が中学・高校と運動部に入っていたことになる。やはり、体育系学部に入學して体育の教員免許を取得しようとする者と、中学・高校の運動部活動は極めて密接に関係していると言える。

では、運動部活動でどの程度の割合で体罰が行われているのか。何をもって体罰とするかは難しいのであるが、ここでは、筆者が自らの授業等で学生の体験談として多く聞いた、次のような行為を体罰ととらえることとした。「体を殴られたり蹴られたりした」「ボールなどの物を投げられた」「罰として、正座・ランニングなどをさせられた」の3つである。中学・高校とも、運動部に入っていた者(中途退部者を含む)のみを対象として、これらの経験がどの程度あるのかをみたものが表6である。

運動部加入者を母数として、中学で40.6%、高校で46.9%が体罰を受けていることになる。この割合は、第II章で紹介した先行研究の調査より高い。様々な条件が違う調査であり、単に割合を比較するのは難しい面もあるので、その理由はわからない。ただ、半数近

くの運動部活動加入者が、学校教育法が守られていない状況で活動していることは、看過すべきではないと考えられる。

大学別・性別における違いはある程度は見られるものの、有意差とはなっていない。高校部活動でデータを紹介すると、体罰経験のある者は、女子体育大学で43.8%、共学体育大学で52.6%であった。また男性は54.0%、女性は44.3%であった。共学体育大学や男性の方が多いためであるが、p値はそれぞれ0.101、0.097であり、5%水準で有意とはならない。中学運動部活動のデータは省略するが、同じような傾向である。

部活動の種目別での違いはあるのだろうか。本研究の調査では、部活動の種目も質問しているが、分析対象者のうち、中学・高校それぞれにおいて10名以上が回答した種目を取り上げ、種目別に体罰経験率をみたものが表7・8である。サンプル数が少ないため、やや解釈しにくい箇所もあるが、大体次のような傾向となっている。中学・高校とも野球・バレーボールといった団体競技の球技で体罰経験率が高く、陸上などの個人競技では低くなっている。この違いは様々に解釈で

表7 中学時の部活動種目と体罰経験
(10名以上の種目のみで比較)

	体罰経験率	実数
バレーボール	75.0%	52
野球	51.7%	29
バドミントン	50.0%	16
ソフトボール	42.3%	26
バスケットボール	40.0%	90
新体操	33.3%	12
サッカー	30.4%	23
ソフトテニス	26.7%	30
陸上	21.3%	47

表8 中学時の部活動種目と体罰経験
(10名以上の種目のみで比較)

	体罰経験率	実数
野球	74.2%	31
バレーボール	69.0%	42
体操	63.6%	11
バスケットボール	60.8%	74
サッカー	48.5%	33
ソフトボール	45.0%	20
ソフトテニス	37.5%	16
バドミントン	29.4%	17
ダンス	27.8%	18
テニス	23.1%	13
陸上	18.2%	44

表9 中学時の体罰経験と体罰意識

(単位：%)

	経験あり	経験なし
1. 絶対に許せない	17.9	14.5
2. 好ましくはないが、時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う	64.7	73.7
3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う	11.5	6.9
4. その他	5.8	5.0

カイ二乗検定危険率 $p = .218$

表10 高校時の体罰経験と体罰意識

(単位：%)

	経験あり	経験なし
1. 絶対に許せない	13.5	17.5
2. 好ましくはないが、時と場合によって、やむを得ない体罰はあると思う	67.4	72.5
3. 体を張った指導でないとわからないことがあるので、いいと思う	13.5	5.0
4. その他	5.6	5.0

カイ二乗検定危険率 $p = .018$

きょうが、団体競技は、集団としてのチームを統制する必要がより大きいため、体罰が行われる可能性が高いことが考えられる。

b) 体罰経験と体罰意識

ここまでみてきた体罰経験と、体罰意識の関連は、表9(中学)、表10(高校)のようになった。中学の体罰経験は、はっきりした傾向は出なかったが、高校では体罰を経験したもののほど、体罰を肯定的にとらえるという傾向がはっきりと出た。

以上の分析結果を簡潔にまとめると、次のようになる。体罰は、大半の者が程度の差はあれ認めている。女性より男性が肯定的にとらえており、高校の部活動で体罰を経験した者が経験していない者より、肯定的にとらえているのである。

これらの結果は、おおむね前述の先行研究と同じようなものであった。時代が違って、調査対象が違って、調査結果に同様の傾向が出るということは、それだけ運動部活動における体罰というものが、普遍的で、構造的なものであることを示していると言ってよいであろう。次章でこの点について考察していくこととしたい。

IV. 考察—体罰が肯定される理由—

なぜ、学校教育法で禁止されているはずの体罰が、体育教師の志望者にこれほどまでに支持されるのか。様々な説明や解釈は考えられるが、まず大前提として、

自らが属した運動部活動での経験が、そのまま体罰意識につながっていることは間違いないようである。その上で、「体罰をめぐる主観と客観」「体育・スポーツに内在する暴力性」という2つの点から考察し、筆者の意見を述べることにしたい。

1. 体罰をめぐる主観と客観

第三者が見れば明らかに体罰であるのだが、部活動の指導者や生徒といった当事者からすれば、体罰とは認識しないのである。

その具体的な事例を挙げることにしたい。本稿で分析した質問紙調査の作成に先立ち、予備調査としてインタビュー調査を行った。2006年2～3月に、女子体育大学の学生5名に実施したが、そのうちの1名が、以下のような回答をした。北陸地方の高校でバレー部に入っていた時の経験である。聞き手は、筆者と共同研究者1名である。ICレコーダーに録音し、それをそのまま起こしたものである。

Q 中学のときと比べて…どうですか？

A 高校の方が体罰が多かったような気がします。

叩く回数が…出来なくて怒られるというのが多かったような気がします。

Q どんな感じですか。

A 一本がまあ、勝負決まる世界じゃないですか。

バレーボールって、一本上がるか上がらないか。

それで上がらなかったときに、「何で落としたいん

だ！」みたいな感じですぐ出る、みたいな。

Q ええとそれは殴る蹴るとか。

A ええと、そうですね。平手とか、ビンタとか、ボールパンチとか。ボールでまあ、ガンとぶつけるとか。あとは腹パンチとか、キックとか、色々種類があるんですけど。

Q 腹パンチ？あとキックは足でとか？

A はい。足でパーンとか。

Q ええと、練習やっていて、そういう場面がもう断続的に出てくるわけですか。

A もう毎日のように。

Q では〇〇さん（学生の実名が入っているがここでは伏せた。引用者注。）も殴るとか蹴るとかボール当てられるとか、やられてたと。どんな気持ちですか。

A えっと、おかしいんですけど、殴られなかったら今日何かあったのかな？みたいな。どうしたのかな？みたいに逆に不安になるので、かえって麻痺してしまっているみたいで、叩かれるのが普通、みたいな感じだったので。

Q ああそう。それがコミュニケーションみたいな感じ？

A 最初は「叩かれた！」みたいに思ってたんですけど、だんだんまあ、「あ、来たな」みたいな。そんな感じで慣れてしまったみたいでした。

大学生となってから回顧的にみると確かに体罰ではあったが、当時、只中にいれば、それが当たり前、体罰という認識がないわけである。

言い方を変えれば、体罰を定義する際に、客観的事実を強調するのではなく、当事者の主観による意識を重視すべきだ、ということになる。前述の「体罰についての意識」の自由記述でも、「当事者に信頼関係があるなら、実際に手を挙げていても体罰にはならない」といった意見があったが、同様の考え方である。

このような主張が、社会的に通用するものではないことは、論を待たないであろう。殴る蹴るは体罰であると、文部科学省は通達を出している。当事者が了解しているなら良いという論理は、「犯罪者が悪いことをしたと思っておらず、また被害者も悪いことをされたと思っていなければ、罪には問われない」というのと、同じことだからである。学校教育法という法制度が根拠にあるので、単に当事者の主観だけで完結する議論ではないのである。

2. 体育・スポーツに内在する暴力性

より体罰を積極的に肯定するパターンとして、中学・高校の運動部活動で、自らが受けた行為を体罰だと認識した上で、それを肯定する意見である。本研究の調査においては、質問票の最後に自由記述欄を設けたが、そこに次のような意見があった。

今の時代、ちょっとした事で体罰と言われるが、私の時代はそれが普通であって、もしあの時甘えなどがあつたら、あの時のチームは全国に行けなかったので問題がないと思う。

つまり、体罰のおかげで、チームの甘えがなくなり、強くなって全国大会に行けたということで、体罰を積極的に肯定しているのである。

似た事例を、筆者は多くの女子体育大学の学生から聞いた。学生が「殴る蹴るばかりで厳しかったが、それに耐えたおかげで強くなれた」といった部活の体験談を誇らしげに語った後、筆者が教職課程の教員という立場から「それは体罰だね」と言うと、自分の尊敬する顧問の指導が「体罰」というネガティブなレッテルを貼られてしまった！ということで不快感を覚える学生、不快感までもいかず何を言われているのかわからないといった学生。こういった場面が何度もあった。

学生の側にも、結果的に強くなったことで体罰を受け入れてしまう傾向が、少なからず存在することも事実である。しかし、このような「口で言うより効果があるから手を出す」という考え方は、結局のところ「運動部活動は本質的に暴力である」という論理に加担していることになるのである。菊（2001）は、体育と暴力の関係について、近代学校の特徴や、生徒指導上の必要性から、「体育＝暴力」という構図が出来上がってしまったことを指摘し、これからの体育教育のためにはこの構図を脱構築すべきと述べている。つまり、体育は本質的には暴力ではないということである。教科である体育と運動部活動は、本来は別のものであるが、沢田（2001）が指摘するように体育教師は、両者を同一視する、あるいは混同することが多い。そのため、本来なら暴力性はないはずの運動部活動（ひいてはそこで行われているスポーツ）においても、「運動部活動＝暴力」という構図が出来上がって、あたかもそれが本質のごとく見えてしまっているわけである。運動部活動の当事者たちがこの構図をそのまま受け入れ

るならば、スポーツ本来の良さを殺すことになると言わざるを得ない。自らが置かれている場を相対化することは、大変に難しいことではあるが、「運動部活動とは何か？」を当事者たちが徹底的に考える必要があるであろう。

V. おわりに

— これからの体育教員養成にむけて —

運動部活動における体罰について、質問紙調査の結果を分析し、その考察を行った。ここから、これからの体育の教員養成のあり方にどのような示唆が与えられるであろうか。

第II章で扱った先行研究は、例外なく体罰については否定的にとらえている。直接価値判断を下していない場合もあるが、少なくとも肯定はしていない。従って、「体罰をなくすためにどうすればいいのか」ということを結論として述べている。それは、大きく分けて次の2つにまとめられる。

a. 体罰の弊害・問題点を「一般的な論理」で述べて、当事者に自制を促す。

b. 体罰について、その現場や当事者と距離を詰めた事例研究を行い、より深く体罰の実態を分析する。

a. で述べられている「一般的な論理」とは、列挙すると大体次のようなことを述べている。「体罰は明らかに学校教育法違反で人権侵害」「恐怖心で生徒に強制力を働かせるのは、望ましい教育ではない」「部活動における勝利至上主義が体罰を招いている」「体罰のために部活動を辞めた生徒も多く、スポーツの裾野を広げることを妨げている」などである。

筆者も、これらの論理には賛成するのであるが、これらの論理が当事者に伝わり、当事者の心に響いて、体罰の抑制につながるかと言えば、疑問符がつかざるを得ない。本研究でレビューしただけでも20年近く、同じような体罰否定の結論・提言が何度も発せられているのに、体罰が大幅に減ったとは考えられないからである。体罰の当事者たちは、大なり小なり体罰は避けたいと認識している、つまり「一般的な論理」はそれなりに理解しているのであろう。しかし、日々の運動部活動においては、強烈な「勝利への渴望」のもと、生徒と向き合う生々しい現実の中で、一般的な論理は吹き飛ばされ、体罰が行われているのではないだろうか⁴。筆者は体罰は絶対反対の立場であるが、運動部活

動の当事者、特に全国大会出場レベルのような競技スポーツの性格が強い部活動の当事者には、経験した者しかわからないリアリティーがあることは認める。当事者にしかわからないリアリティーがあるからこそ、一般論が通用しないのである。

そこで、この体罰が生まれるリアリティーにより接近しようと、さらなる研究の必要性を提起するのが、b.の結論である。部活動の当事者とタイアップした参与観察、インタビュー調査などを行い、体罰が生まれるメカニズムをよりダイナミックに描く必要があるということである。しかし、これは現実的にはほぼ不可能な研究と言ってよい。ただでさえ運動部活動の場は、指導者が絶対的な権力を持つ閉鎖的な場であるのに、体罰をなくすための研究に協力してくれる体罰教師がいるとは思えないからである。ということで、b.の結論がいくつかの研究で提起されたとしても、その後に実現して論文となったものは、今回レビューした中では、皆無である。

以上のような理由から、筆者は本稿について、a. や b. のような結論とはしないこととする。もちろん a. も b. も正当な結論であり、これらの論文の執筆者を批判したいわけでは一切ないのであるが、体罰をなくす方策について、女子体育大学の教職課程に身を置く者として考えたことを提起して、本稿を締めくくりにしたい。

質問紙調査を分析した先行研究において、性差を扱った分析は、すべて男性より女性の方が体罰に否定的であった。この理由として、女性の教師は男性に比べて、きめ細やかな指導が出来て、カウンセリングマインドを持っているということが推測できる。この性差ということに注目したいのである。

沢田(2001)や菊(2001)は、体育教師の特徴として、生徒を「力で抑え込む」ことがあると指摘しており、それが、体罰を招いていることは間違いない。考えるに、この体育教師の特徴は、男性の教師をベースにして出来ているのではないか。全国の中学・高校の体育教師の男女比は、正式な統計はないが、類推するに7割以上は男性であろう。体育の授業や部活動を指導する際に、男性教師が女子生徒を指導することは出来るが、その逆は身体的特徴などで難しい面があるため、女性の体育教師はどうしても少なくなってしまうのである。その結果、当然のこととして、体育教師の特徴に、「男性性」がどうしても多くなってしまっているのである。

筆者がここで提言したいのは、女性の体育教師の持ち味を認識することが、体罰をなくす一つの方策として考えられるということである。一つ間違えば男女差別となる言説であるかもしれないが、やはり男女で本質的に性質が違う面はあると考え、女性は女性であること自体に価値があるのであり、男性は女性になるのはもちろん不可能であるが、女性の指導を参考にすること自体に価値があるのである。肝心の「女性ならではの指導」については、筆者には現段階では詳しく述べる用意がないが、前述の「決め細やかな指導」「カウンセリング・マインド」といったものがキーワードとなり、「力で押し込め込むのではなく、生徒を受容する、受け止める」ということなのであろう。この解明については、今後の課題としたい。

最後に、女子体育大学における教員養成のあり方について提言をしておきたい。もう言わずもがなであろうが、ここで述べた女性体育教師の持ち味を意識して、教員養成を行うべきだと考える。筆者の授業において、ある学生の意見として、「自分は、殴る蹴るばかりの部活で、とても辛かった。辞めていく子も多かった。他のやり方があると思う。自分が指導者になったら、あんなに手を挙げることはしたくない。」というものがあつた。この学生は、強く教員を志望していた。このような学生は、質問紙調査では少数派となるのであるが、筆者の印象には強く残つた。女子体育大学という場にいれば、あまりに当たり前で、意識にも上らないような「女性ならではの持ち味」を、いかに日々の教職課程の授業や教員志望者へのサポートに生かしていくかが、重要だと言えるのである。

謝 辞

本研究における調査は、財団法人文教協会からの助成を得て実施した。また、調査に協力して頂いた学生、筆者に色々な示唆を与えてくれた女子体育大学の学生や教職員にお礼申し上げる。

参考文献・引用文献

- 阿江美恵子(1990) スポーツ指導者の暴力的行為について、東京女子体育大学紀要 25：9-16
- 阿江美恵子(1991) 暴力を用いたスポーツ指導の与える影響 ―学生への追跡調査より―、東京女子体育大学紀要 26：10-16
- 阿江美恵子(1995) 学校期の競技スポーツ指導における体罰 ―面接法による調査―、東京女子体育大学紀要 30：85-91
- 菊 幸一(2001) 体育と暴力：体育教育を学ぶ人のために(杉本厚夫編)、p.104-122、世界思想社
- 楠本恭久・立谷泰久・三村 覚・岩本陽子(1998) 体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究 ―被体罰経験の調査から―、日本体育大学紀要 第28巻1号：7-15
- 舛本直文(2001) 学校運動部論 ―「部活」はどのような身体文化を再生産してきた文化装置なのか―：体育教育を学ぶ人のために(杉本厚夫編)、p.262-280、世界思想社
- 宮田和信(1994) 体育専攻学生の体罰意識、鹿屋体育大学学術研究紀要 11：219-230
- 西島 央編著(2006) 部活動 ―その現状とこれからのあり方、学事出版
- 野地照樹・吉田武男(1996)、スポーツ系の部活動における体罰の諸相とその背景に関する予備的考察、高知大学教育学部研究報告、第52号第1部：129-138
- 坂本秀夫(1995) 体罰の研究、三一書房
- 沢田和明(2001) 体育教師論 ―体育教師はどのように作られ、利用されてきたか―：体育教育を学ぶ人のために(杉本厚夫編)、p.204-219、世界思想社
- 杉山 緑(1997) 教育学部生の体罰意識に関する考察(3)：学生へのアンケートをもとに、山口大学教育実践センター研究紀要 8：13-26
- 高橋豪仁・久米田恵(2008) 学校運動部活動における体罰に関する調査研究、奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 17：161-170
- 富江英俊(2008) 中学校・高等学校の運動部活動における体罰：埼玉学園大学紀要 人間学部篇 8：221-227
- 塚本有美(1993) あがないの時間割 ―二つの体罰死亡事件―、勁草書房
- 安田 勉(1999) 体罰体験とその意識 ―大学生の意識調査から―、青森県立保健大学紀要、第1号第2部：151-162

注

- 教科の正式名称は「保健体育科」であるが、慣例的な用法や、本稿での興味関心や、先行研究での記述などを参考として、本稿では教科名を「体育」、その教員を「体育教師」と記述することにする。
- 同一の執筆者が、類似の研究を行い、何回かに分けて発表している場合があるが、ここでは、最も代表的なものを取り上げた。
- なお、本調査をまとめた他の論文としては、富江(2008)があるので参照されたい。
- このような運動部活動において、体罰が起こった具体的な事例を取り上げた著書として、塚本(1993)が挙げられる。参照されたい。

(平成20年9月17日受付)
(平成20年11月26日受理)

